

イギリスにおける成人向け大学等進学準備課程の再検討

－自立支援政策との関連を焦点に－

柳 田 雅 明
(青山学院大学)

【要旨】

本報告は、イギリスにおける成人向けの大学等高等教育機関進学準備課程について、今回自立支援政策との関連を焦点に論究するものである。具体的にはイングランドとスコットランドとの政策の相違について、そしてそれぞれの現場実践での動向について比較考察をする。

特筆すべき知見としては、次のことが挙げられる。イングランドでは、すでに一定以上の収入があり、すでに自立していると見なされる者にはいわゆる後期中等教育(日本でいう高等学校)水準の学習機会への参加でさえかえって不利となる政策方針と制度運用となっている。一方、スコットランドでは、そのような矛盾するような政策・制度はなく、すべての学習者に開かれている運用だが、財源が安定していないという現実もある。とはいえ、公的制度の存在自体、また学習者の私費負担が少なくとも相対的には小さいという点では日本の現実への示唆は大きい。

はじめに

本報告では、イギリス⁽¹⁾における成人向け高等教育進学準備課程(Access to HE Programmes)を検討する。今回その焦点は、自立支援政策の枠組み外となったイングランドと地方分権化の中で依然としてその枠組み内であるスコットランドとの比較である。

たしかに日本の各大学も「社会人入試」の経験の蓄積を有してきている。放送大学では、選科履修生・科目履修生で所定の単位を取得した者への全科履修生としての入学資格を付与している⁽²⁾。さらに多くの大学等で、入学してからのリメディアル(補習)教育が熱心に取り組まれている。

一方、イギリスでは、大学等高等教育機関の入学者選考は、基本的に学力審査と面接による。そして、この学力審査に関して、受験者の属性によって違いがある。一般の受験者は、共通試験(イングランド・ウェールズ・北アイルランドでは基本的に同じ枠組みだが、スコットランドは別方式)を通常受け、その評定段階が判定対象になる。一方、成人や留学生は、いわゆる予科にあたる課程でまず学び、その成績が判定対象として使用される場合が多くなる。それらに対応する課程は、大学等高等教育機関内に設けられる場合は、ファウンデーション・コース(foundation course)と総称される。また継続教育カレッジ(further education college)⁽³⁾等それ以外に設けられる場合、国有版權を引き継いだインターネット・データベース『コース・ディスカバー(Course Discover)』ではアクセス・コース(access course)と分類表記している⁽⁴⁾。

本報告に関連する先行研究としては、イングランド・ウェールズでの 1980 年代後半から 90 年代初めの政策導入期の状況を踏まえたニナ・ウェイクフォードによるもの⁽⁴⁾が広く取りあげられ、また成人教育研究者として知られるピーター・ジャービスもその概説書⁽⁶⁾において紹介・検討を加えている。また政策研究としては、イングランド・ウェールズに関してはガレス・パリによるもの⁽⁷⁾が代表的といえ、スコットランドでの取り組みに関しては、実践家と政府系機関との共同研究⁽⁸⁾を取りあげることができる。以上をも踏まえて、筆者は「イギリスにおける成人のための高等教育入学準備課程」について紹介・検討してきた⁽⁹⁾。

とはいえ、今回焦点とする自立支援政策と費用負担の関係をはじめ、依然として課題を多く抱えている。それらの課題に対する検討について、すでに筆者は一部を公にしているが⁽¹⁰⁾、今回その検討を総括的にとりまとめる。

イングランドでの取り組み

政策枠組み

1987 年に中央政府が拡大に向けて推進策を提示した。そして実際の開始は 1989 年からである。「1992 年継続・高等教育法(Further and Higher Education, 1992)」では、成人向け高等教育進学準備課程を高等教育入学準備に向けての継続教育(further education)として法的に明確に位置づけている。

ところで、1997 年に始まるニュー・レーバー(新労働党政権)の自立支援政策であるニュー・ディール(New Deal)のもと、職業能力と就労可能性の向上を目的として、若年失業者や長期失業者や障害者、ひとり親、失業者の無収入配偶者及び高齢者を対象に、実施されている。このような人々が、働くことにより社会の枠組みに参加して自立をすることによって、社会問題の構造的解決が可能となるとする。若年者であれば、学業成績の高さや特別な才能といった有利点をこれとあって持つてなくとも、全国資格枠組み(National Qualification Framework, 略称 NQF)⁽¹¹⁾・水準 3 (Level 3, 後期中等教育修了水準)までの学習機会が政策として保証されている。

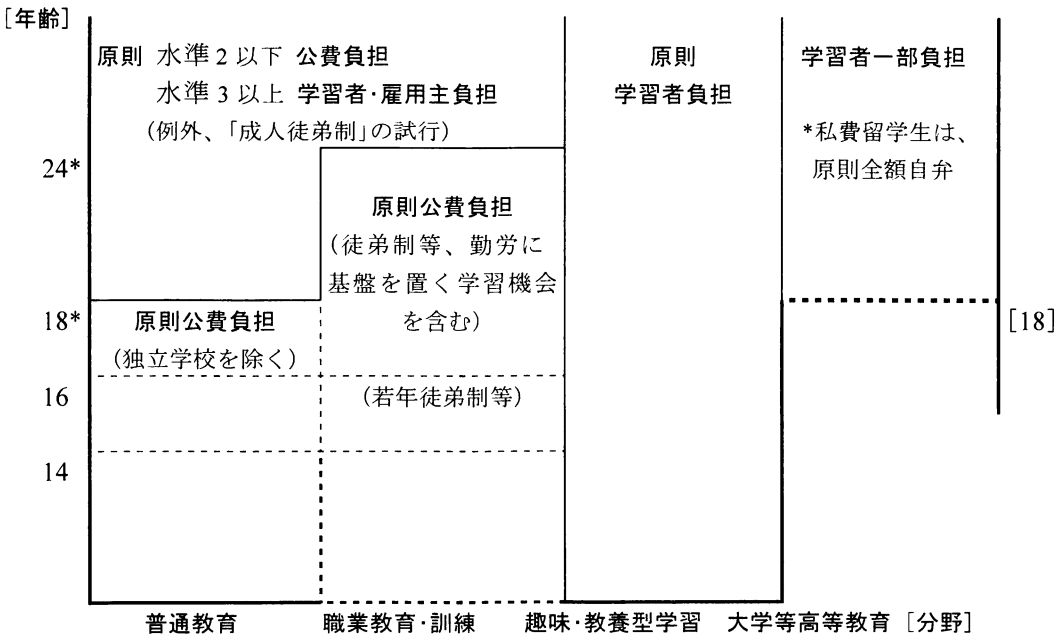
ところが、25 歳以上の者には、同枠組み・水準 2(Level 2, 義務教育(標準 16 歳)修了の到達度水準)までの学習機会しか事実上保証されなくなっている。水準 3 以上は、原則受益者負担となっているので、学習者が直接負担するか雇用主が払わないと学べない。開始時 25 歳以上対象としては、ようやく 2005 年 9 月から「成人徒弟制(Adult Apprenticeships)」が、3 職業領域(工業(Engineering)・建設(Construction)・保健(Health))に限定して試行している⁽¹²⁾に過ぎない。さらに水準 3 以上の普通教育に関しては、19 歳を超えると基本的に受益者(学習者・雇用主等)の負担である。

まさに成人向け高等教育進学準備課程は、水準 3 であり、ニュー・ディールの政策枠組みからは外れ、中央政府の政策的推進対象から事実上外されている。

一方、ニュー・ディールの枠組み内にある水準 2 とは、いわゆる最低限の経済的自立のための学習機会である。敢えて日本に当てはめれば、中学校を出て 1 年間専修学校で学んで身につく水準に過ぎない。また職業能力開発の短期課程で身につくような技能で就けるような職種も、そこに該当する。すなわち経済的自立において最低限を満たす学

習機会の保証で我慢をしろというのが、ニュー・ディール政策の実情といえる。その到達度では、まさに不安定な非正規雇用でしか就労しにくい。またその就労状況の劣悪さは、ポリ・トインビーがその著書『ハードワーク』⁽¹³⁾において告発し、世界的にも知られるようになっていく。

表 ブレア労働党政権下におけるイングランドでの教育費用負担分野・年齢別概念図



〈注〉 24*は開始時 24 歳以下を意味する。市民性・コミュニティ等に関する学習機会については、本概念図では除外している。

これから検討していくように、学習者自身がかなりの授業料支払いを必要とする場合が多くなっている。授業料は、大学等高等教育とは異なり、公的ローン払い方式⁽¹⁴⁾ではないので、原則として学習者が自身で工面しなければならない。

現場での状況

成人教育機関として著名なシティ・リット(City Lit)では、フレッシュ・ホライズン(Fresh Horizon)のコース群が開かれている。それらのコースは、1966年に始まり、高等教育進学向けアクセス・コースの草分けとされる⁽¹⁵⁾。

2006-2007年度においては、週1回登校計5時限昼間2年制、週2回登校計6時限夜間1年制、週3回登校計15時限昼間1年制、週2回登校10時限昼間1年制、週1回登校計3時限夜間2年制という5タイプがある。各コースに設けられた科目としては数学、歴史といった内容に加え、文学や社会学なども学ばれるものの、それは進学希望学科に関する専門的力量を入学時点でかなり求められるというイングランドの大学の事情も反

映している(そのため、在学3年で学士号が無理なく取得できる)。それに加えて、「学習技能(study skills)」という授業ノートの取り方など学びの基礎となる技能の科目として設定されている。なお、フレッシュ・ホライズンでは、クリエイター経験者関連分野進学向けのアクセス・コースも、週2回登校10時限昼間1年制で設定されている。2006年9月開始の各コースいずれもが、定員を満たしていた。⁽¹⁶⁾

かつてイギリスでの公的な成人教育は、みな原則無償であったものの(シティ・リットも公立として創設)、1980年代以降授業料の支払いが必要となっている。現在シティ・リットでは、ニック・ムーア副校長(Nick Moor, Vice Principal)が責任者となって、全学カリキュラム計画を設定して、それらの授業料を定める⁽¹⁷⁾。それは、学習機会ごとに細かく補助金が出る事情にも対応している。フレッシュ・ホライズンの正規授業料は、週15時限30週の課程で690ポンド(約15万円)となっている⁽¹⁸⁾。別立ての低額授業料が経済的弱者(90ポンド)や高齢者(426ポンド)にはあるとはいえ⁽¹⁹⁾、払える人には払ってもらう方式である。ただ、シティ・リットでは、伝統によって培われてきたブランド力をもとにして他の趣味的講座で得られたマージンを、公益法人(charity)としての根本理念に即したフレッシュ・ホライズンを含めた公益性が高いとされる事業に回すこともできる⁽²⁰⁾。

ところが、シティ・リット以外の教育機関では、そもそも回せるだけの資金も十分になく、かつ高等教育進学向けアクセス・コースは、現行制度上補助金が得にくいので、授業料を高く取らざるを得ない。例えば、ロンドン東部のニューハム・カレッジ(Newham College)では、週15時限36週の課程で967ポンド(約21万円)である⁽²¹⁾。

一方、地方では、アクセス・コース正規授業料が、200ポンド(キダーミンスター・カレッジ, Kidderminster College)、350ポンド(ピーターバラ地域カレッジ, Peterborough Regional College)、全日制無料・夜間部405ポンド(サットン・コールドフィールド・カレッジ, Sutton Coldfield College)といったような事例も見られるが、それは国策として支える取り組みでない。ウエスト・ノッティンガムシャー・カレッジ(West Nottinghamshire College)では、昼間部1年制75ポンド、夜間部2年制で年間375ポンドを2回で750ポンド(約17万円)である⁽²²⁾。夜間部の方が高額なのは、昼間の労働による収入があるということが前提となっている。

また、各カレッジの授業料設定は、地元LSCs (Learning and Skills Councils, 学習技能協議会)からの補助金の有無に左右される。LSCsとは、高等教育以外の16歳以降での教育訓練機会を企画調整する地域ネットワーク型民活組織である。各地域のLSCへは中央政府からの補助金が交付される。シティ・リットの新築移転にかかった多額の費用も、アクセス・コース授業料軽減と同じ地元LSC裁量の補助金である。国からの限られた交付金をどこに使うのか決めるかは、地元のLSCに下駄を預けている。その後の国(独立行政法人)としての関与は、もっぱら公的資金の適切な使用に関する監査となる。⁽²³⁾

考察

たしかに社会保障給付の対象となるような不利な立場に置かれた者は、アクセス・コースなど水準3以上でも授業料が少額あるいは無料である。しかし、収入がそれを上回ってしまえば、上記のような額が必要になる。アクセス・コースは普通教育と見なされるので、当然その大半を占める開始時19歳以上の在学者は正規の授業料を払わなくては

ならない。さらに、パートタイム学生の方が高い授業料設定となっている場合、収入があるので授業料が払えるという想定による。そのため、一定の経済的な自立をした人が一念発起したような場合、かえって不利になっている。

大学もしくは高等教育課程(継続教育カレッジにも設定されている)に行けば、たとえ授業料の個人負担があったとしても、国による経済的支援制度がある⁽²⁴⁾(それでも返済額が大きいとして、進学を躊躇する要因となっているとされる)。一方、高等教育進学準備課程で学ぶ成人たちには、そのような経済的支援制度をイングランドの中央政府は設けない。これでは、大学等に入る前の段階で壁があるようなものである。状況は、成人の学歴上昇志向一般をたとえ建前としても支援をしてきたサッチャー・メイジャー両保守党政権時代よりも悪化しているといえる。

スコットランドでの取り組み

政策枠組み

同じイギリスの中であつても、スコットランドはもともと別の国であつたという経緯もあつて、今日でも教育制度においてイングランドとかなりの違いがある。学習機会に関する政策上でも、年齢上限は基本的にない。手厚い就学支援政策は、重厚長大産業からの構造転換がうまくいかず経済不振の中でも、高い税金・国民負担を前提としつつ継続されている⁽²⁵⁾。大学等高等教育機関入学準備課程の主流となるのが「スコットランド・より幅広いアクセスのためのプログラム(Scottish Wider Access Programme, 略称 SWAP)」である。その開始はイングランド・ウェールズにやや遅れて、1985 年グラスゴーにおいてである。

ニューバトル・アビー・カレッジの事例

ニューバトル・アビー・カレッジ(Newbattle Abbey College)は、不利な立場に置かれている成人の社会復帰や高等教育進学を支援する寄宿型教育施設である。その正規課程(1 年制)は、大学等高等教育機関への成人向け進学準備のために設けられている「アクセス・コース('Access' courses)」として、スコットランド政府下の政策執行機関である「スコットランド資格機関(Scottish Qualifications Authority, 略称 SQA)」から認定されている。そこで学ぶ内容は、パソコン技能、言語能力、数的処理力(Numeracy)、作文、文学、心理学、社会学、歴史、エコロジー、政治学といったものである。そこで求められる修了時の到達度は、一般の高等教育入学者よりも 1 学年下の水準である。⁽²⁶⁾

スコットランドでは、大学入学がイングランドよりも 1 学年早い(日本での高校 2 年生修了水準)ので、それよりもさらに 1 学年下の(日本での高校 1 年生修了水準)である。たしかにスコットランドでは、大学等入学選考時に全く同じ学力到達度を、原則としてはだれに対しても求められる。ただし、「アクセス・コース」修了者に関しては、この 1 学年分は、入学後に追いつくものと見なされている。

ニューバトル・アビー・カレッジでは、その入学者の半数以上が大学等高等教育機関に進学し、25 パーセントがそれ以外の教育機関に進み、15 パーセントが就職している。好成績を取れば、エディンバラ大学などの銘柄大学にも入学できる。なお、ここで言う

高等教育機関進学先には、学士課程ばかりでなく、短期高等教育水準の職業資格取得を目指す課程も含まれる。ただ、入学者に関しては、全寮制での 1 年間の学習に耐えうるとの基準のもとかなり絞り込みがされている状況ではある。⁽²⁷⁾

スターリング大学での事例

スターリング大学(University of Stirling)では、CAML (Community Access to Mainstream Learning, 主流学習へのコミュニティ入口)や VaLEx (Valuing Learning from Experience, 経験からの学習評価)といった試行プロジェクトが実施されている。CAML は IT 講習や基礎学力向上講座等を、無料かつ託児完備・交通費支給で、学内そして近隣地域で実施するものである。VaLEx は既習得の知識・技能を、グループ学習を通じてポートフォリオ方式で確認することで自信を付け、学ぶ意欲が向上することを目的とした取り組みである。ともに財源は、時限付きの公的資金である。これらの学習機会は、成人向け高等教育進学準備課程への入学を促すきっかけ作りとなるよう設定されている。⁽²⁸⁾

ただし、これらの機会そのものは、その修了後直ちに学部の特規学生として入学することは想定されていない。なぜなら、CAML と VaLEx は、到達度を認証するという役割は基本的に少ないからである。

考察

すなわち次の 3 段階に学習機会が明確な区別されている。

- きっかけ作り・励みとしての機会(CAML や VaLEx など)
- 入学に耐える到達度を身に付ける「高等教育進学準備課程」
- 大学等高等教育機関への正規入学

スコットランドの人々には、大学に行けば何とか道が開けるという思いがイングランドよりも強いといえる。また、いわゆる「手に職」を付けたとしても、地域経済の状況が芳しくないこともあって、就職は容易でない。したがって、大学等高等教育進学を事実上諦めさせるような政策をスコットランド政府は実施できないのである。なお、1 年時からの入学だけでなく、吉本圭一が紹介したような短期高等教育から学士課程への編入学に関する手厚い配慮⁽²⁹⁾も同様に継続されている。

とはいえ、成人向けの学習促進の取り組みは、基本的に、期限付き補助金による運営である⁽³⁰⁾。

おわりに ー日本の文脈との比較検討ー

以上のような高等教育進学準備のための学習機会が、イギリスでは存在してきた。ただイングランドでは、すでに一定以上の収入がある者には、いわゆる後期中等教育(日本でいう高等学校)水準の学習機会への参加でさえかえって不利となる制度となっている。そしてその制度は、地方に判断権を与えることで、結果として中央政府が責任を逃れて

いる。また、スコットランドでの取り組みでは、財源が安定していない。

一方、日本では、高等教育財源は、私費から出た授業料が圧倒的部分を占める(特に私学)。さらにその進学準備のための学習機会は、予備校等への通学、個人教授や独学といった形で、基本的に私費で行われてきた。それらは、イギリスでの状況よりもはるかに高額となりがちで学習者の負担が大きくなる。「再チャレンジ」という言葉が踊っている今日、日本でも成人が高等教育に進学しやすくする政策的支援に格段に取り組まなければおかしいはずである(もちろん日本の大学等高等教育機関も、その進学先に十分に値するだけの内容を備えなくてはならないが)。特に入学後の具体的な学習を進める前提として一定以上の到達度が欠かせず、かつ人数を絞り込んだ上できめ細かな実習が必要な分野(看護学等)については、イギリスに見られるような成人向け高等教育進学準備課程設定の可能性を探る意味は十分あろうし、そうすべきである。

[付記] 本論は、日本生涯教育学会第 27 回大会(2006 年 10 月 7 日 常盤大学)での発表を加筆修正したものである。

-
- (1) 本報告においてイギリスとは、グレート・ブリテンと北アイルランド連合王国(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)の総体である。
 - (2) 放送大学『放送大学学生募集要項: 平成 19 年度第 1 学期 [教養学部]』(千葉: 放送大学, 2007), 6.
 - (3) 基本的に 16 歳以上を対象とし、地域においてあらゆるタイプの学習機会を提供する教育機関である。かつて公立であったものの、現在独立法人格を有する。中等教育水準の教育と職業能力開発が、量的に最も大きな任務である。
 - (4) *Course Discover Online* [Pay database-online] ([Richmond, Surrey]: Trotman Publishing), <http://www.coursediscoveronline.co.uk/index.asp> (accessed April 28, 2007).
 - (5) Nina Wakeford, "Beyond Educating Rita: Mature Students and Access Courses," *Oxford Review of Education* 19, no. 2 (1993): 217-230.
 - (6) Peter Jarvis, *Adult and Continuing Education: Theory and Practice*, 2nd ed. (London: Routledge, 1995), 244.
 - (7) Gareth Parry, *Access Course Recognition and the Higher Education Quality Council: A Review HEQC: Summary of Main Findings and Recommendations* (London: Centre for Higher Education Studies Institute of Education University of London, 1995).
 - (8) David Snaith, Myra Duffy, Brian Knights, and Bill Stevely, *Increasing Opportunity: A Decade of 'Access' Programmes in the West of Scotland* (Glasgow: SWAP (West) and Scottish Qualifications Authority, 1998).
 - (9) 柳田雅明「イギリスにおける成人のための高等教育入学準備課程」『日本生涯教育学会年報』22 (2001): 193-204 および 柳田雅明『イギリスにおける「資格制度」の研究』(東京: 多賀出版, 2004), 191-200.
 - (10) 柳田雅明「イギリスの高等教育入学準備教育」『生涯学習研究 e 事典』(登録年月日: 平成

- 18(2006)年 11 月 3 日)(<http://ejiten.javea.or.jp/>から順次リンクさせていけば閲覧できる); 柳田雅明「イギリス・スコットランドにおける成人学習・能力開発支援実践: ニューバトル・アビー・カレッジの事例」『産業教育学研究』36-2 (2006): 28-29; および 柳田雅明「イギリス(イングランド)における成人学習公共管理システムの転換」『教育制度学研究』13 (2006): 80-83.
- (11) QCA, *The Structure of the NQF* (London: Qualifications and Curriculum Authority, [2006]), http://www.qca.org.uk/493_15772.html/ (accessed April 28, 2007).
- (12) *The Apprenticeships Family* ([Coventry]: Learning and Skills Councils, [2005]), <http://www.apprenticeships.org.uk/list/aboutapprenticeships/theapprenticeshipfamily/> (accessed April 28, 2007). その対象は、エンジニアリング、建設(建設技能)、保健の 3 分野のみである。エンジニアリングには修理関係、建設(建設技能)には外装等屋外作業、保健には介護が含まれ、いずれもが労働環境が厳しい場合が多く、若年者のみならず人材の量的確保が課題となっている分野である。
- (13) Polly Toynbee, *Hard Work: Life in Low-pay Britain* (London: Bloomsbury Publishing, 2003). (邦訳 ポリー・トインビー『ハードワーク: 低賃金で働くということ』, 椋田直子訳 (東京: 東洋経済新報社, 2005).)
- (14) Department for Education and Skills, *A Guide to Financial Support for Higher Education Students in 2006/2007* (London: Department for Education and Skills, 2006).
- (15) Jarvis, 244.
- (16) City Lit, *Access to Higher Education* (London: City Lit), <http://www.citylit.ac.uk/departments.php?row=0&dept=Access+to+higher+education> (accessed December 4, 2006).
- (17) 2005 年 9 月 13 日シティ・リット訪問調査時。その状況は、本報告投稿の 2007 年 4 月時点でも変化はない。
- (18) City Lit, *Access: Fresh Horizons Three-day Course* (London: City Lit), <http://www.citylit.ac.uk/coursedetail.php?course=Access%3A+fresh+horizons+three-day+course> (accessed December 4, 2006).
- (19) Ibid.
- (20) 2005 年 9 月 13 日シティ・リット訪問調査での聴き取りによる。
- (21) Newham College, *Join the Learning Revolution 06/07*. なお、筆者は 2005 年 9 月 16 日に同カレッジを訪問し授業を含めた見学と聴き取り調査を行った。
- (22) West Nottinghamshire College, *Courses Guide: Part-time Courses 2006/07* (Mansfield: West Nottinghamshire College), 6. および同カレッジのアドミッション担当であるマーク・アストン(Mark Aston)さんから筆者柳田への 2006 年 9 月 22 日付け電子メールでの説明。
- (23) 詳しくは次を参照されたい。柳田雅明「イギリスにおける成人学習公共管理システムの転換: イングランドでの公費支出政策とその現場対応を中心に」『成人学習施策に見る公共管理システムに関する調査研究書 研究成果報告書』(研究代表者 大桃敏行) (仙台: 東北大学大学院教育学研究科, 2007), 92-94.
- (24) Department for Education and Skills, *A Guide to Financial Support for Higher Education Students in 2006/2007*.
- (25) その現行政策方針を示した文書として、次が挙げられる。*Learning for All: The Report of SFEFC and SHEFC Widening Participation Review Group* (Edinburgh: Scottish Higher Education

Funding Council, [2005]).

- (26) *Course Name: Newbattle Abbey College Arts and Social Science Award* (Dalkeith, Midlothian: Newbattle Abbey College, [2006]), http://www.newbattleabbeycollege.ac.uk/course_details.asp?cID=9 (accessed April 28, 2007).
- (27) 以上の内容は、2006年3月21日に現地訪問調査での聴き取り調査、ならびにその際対応いただいたノラ・フィッツチャールズ副校長(Norah Fitzcharles, Vice Principal)から提供の非公開内部資料およびその後の電子メールでの情報提供に基づく。
- (28) Shona Keenan, *Community Access to Mainstream Learning Project Evaluation Report* [MS Word File] (DAICE, University of Stirling, July 2005); and Shona Keenan, *Valuing Learning from Experience Pilot Evaluation Report* [MS Word File] (University of Stirling, August 2005).これらは、著者であるショーナ・キーナン(Shona Keenan)さんの厚意によって入手できた未公開資料である。なお、筆者は2006年3月20日に同大学を訪問調査した。
- (29) 吉本圭一「スコットランドにおけるカレッジの挑戦」『短大からコミュニティ・カレッジへ：飛躍する世界の短期高等教育と日本の課題』, 館昭編著 (東京: 東信堂, 2002), 35-56.
- (30) グラスゴー等スコットランド西部地域の関係教育機関連合体であるウエスト・フォーラム(West Forum)が進めるプロジェクトである u-decide や Ad-dtion(2007年11月で完了)なども、その枠組みで実施している。なおそれらの詳しい内容は、ウエスト・フォーラムのインターネット・ホームページから順次リンクさせていけば入手できる。<http://www.westforum.org.uk/>.